

平成27年度農業電化推進コンクール実施要領

1. 趣旨

我が国農林水産業の効率化、環境性向上といった重要課題を解決するためには、当協会が設立当時からこれまでに蓄積したノウハウ、経験を活かしていくとともに、新しい技術や知見についても積極的に発信していくことが必要である。

そのため、当協会は今年度も題記コンクールの実施を通じ、農業電化による効率的な経営や、省エネルギー技術の向上・改善に対し、意欲的に取り組む個人、事業者、農業団体の好事例を紹介、広めていく必要があると考え、平成27年度農業電化推進コンクールを実施する。

2. 主催団体

一般社団法人農業電化協会（以下「協会」という。）

3. 応募期間

平成27年10月1日から平成27年12月28日まで

4. 対象

農業の電化により、生産性の向上、農畜産物の品質の向上、農作業の効率化、生産環境の改善等に取り組むとともに、農業経営や技術の改善に努め、その成果の普及奨励等を通じて地域社会の発展に貢献している個人、事業者、農業団体。

ただし、同一案件で過去に当協会はもとより他の団体、品評会その他において農林水産省生産局長表彰又はこれより上位の表彰を受けたことのある個人、事業者、農業団体は対象から除く。

5. 事例の募集と推薦

- 応募者（協会社員による推薦の場合は、推薦した協会社員）は、平成27年12月28日までに前項に該当する取り組み事例を別添の【様式1】に記入の上、各地区（東北地区は東北農業電化協会）事務局もしくは下記の当協会ホームページお申込みフォーム、またはファックス（03-6661-2794）にて応募する。

6. 各地区事務局ならびに東北農業電化協会における応募の集約

各地区事務局ならびに東北農業電化協会（以下各地区という）は、応募のあった事例について、各地区ごとに書類及び必要に応じ現地調査等により審査し、各地区で推薦する事例を決定する。協会ホームページ、ファックスにて応募のあった事例についても、該当地区にて審査する。

各地区は、当協会代表理事（東北農業電化協会は会長）の委嘱により構成された地区選考委員会を設置する。地区選考委員会は各地区の推薦事例に関する参考意見をとりまとめ、平成28年2月5日までに代表理事に報告する【様式2】。

7. 審査と表彰

- (1) 当協会は、代表理事の委嘱により構成された本部選考委員会を設置する。本部選考委員会は、各地区から推薦及び報告された事例につき、書類及び必要に応じて実施する現地調査等により審査し、その結果を理事会に報告する（別紙：審査方法・基準等）。
- (2) 理事会は、本部選考委員会において審査・選定された表彰の区分を決定する。
- (3) 表彰区分は以下のとおりとする。

表彰区分		表彰数
大賞	農林水産省生産局長賞	3点
優秀賞	農業電化協会長賞	適宜
特別賞	農業電化協会長特別賞	適宜

- (4) 表彰式は協会の社員総会開催日に行う。

8. 年間スケジュール（予定）

実施時期	応募者	地区	本部
平成27年 8月			<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領の策定 ・事業の申請 ・事業の承認(生産局)
10月	・応募開始	・募集開始 (協会社員からの推薦も 受付開始)	・募集開始
12月	・応募締切	・代表理事への応募状況の 報告	・募集締切
平成28年 1月		<ul style="list-style-type: none"> ・地区選考委員会の開催 ・審査及び代表理事への 推薦・報告 	
2月		・代表理事への参考意見の 集約・報告	
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・本部選考委員会の開催 ・審査と理事会への報告案 作成 ・理事会の開催(受賞者の 決定)
6月	(表彰者) 表彰式出席		・表彰式

9. 業績調書の知的財産及び個人情報保護遵守について

- (1) 本コンクールに応募及び推薦された業績に関わる「知的財産」及び「個人情報」は、審査と選考（所定推薦様式作成を含む）、理事会への選考結果の承認申請、農林水産省生産局への報告に使用することとし、また、関係者以外への漏洩を防止するなど、適正に管理する。
- (2) 但し、受賞対象となった業績は、別途発行する「平成27年度農業電化推進コンクール受賞者業績概要」ならびに当協会ホームページ上に掲載する。掲載に当たっては、知的財産所有者及び応募・推薦調書作成者の承認を得たものとして取り扱う。

別紙

審査方法・基準等

1. 審査方法

- (1) 協会本部は、審査を円滑に進めるため、代表理事の委嘱によって構成された本部選考委員会を設置する。
- (2) 各地区の区分は以下のとおりとする。

地 区	都 道 府 県
1. 北海道	北海道
2. 東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
3. 関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡（東部）
4. 北 陸	富山、石川、福井
5. 中 部	静岡（西部）、長野、岐阜、愛知、三重
6. 近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
7. 中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
8. 四 国	徳島、香川、愛媛、高知
9. 九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
10. 沖 縄	沖縄

- (3) 本部選考委員会は、各地区の報告を参考としつつ、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施する。その後、理事会の了承を得て最終決定とする。

2. 審査基準

	審 査 基 準
(1) 農業電化技術の導入・実践	<p>農業電化技術の導入・実践の取組について、以下の観点から審査する。</p> <p>a. 独自開発や地域又は品目における新たな取組など先駆的な農業電化技術の導入・実践が認められること</p> <p>b. 複数の技術を組み合わせた効率的なシステムの構築など農業電化技術の改良や組合せ導入・実践が認められること</p>
(2) 農業電化による経営・技術の改善	<p>a. 生産量の増加、安定化など生産性の向上が認められること</p> <p>b. 品質の均一化、高付加価値化、鮮度保持など品質の向上が認められること</p> <p>c. 省力化、無人化など農作業の効率化が認められること</p> <p>d. 生産コストの低減など経営の改善が認められること</p> <p>e. 作付面積の拡大、出荷額の増加など経営規模の拡大が認められること</p> <p>f. 農薬や化学肥料の使用量の低減、省エネルギー化、温室効果ガスの排出抑制など環境保全型農業を実践していること</p>
(3) 農業電化の周辺等への影響力・普及力	<p>a. 広報活動、見学の受入れなど農業電化の普及に貢献していること</p> <p>b. 地域における品質の差別化など地域ブランドの確立に貢献していること</p> <p>c. 後継者の育成、指導など地域への技術の提供に貢献していること</p> <p>d. 雇用や販路の拡大など産地の規模拡大に貢献していること</p>

3. 審査にあたっての留意点（補足）

上記2. の（2）の審査にあたっては、次の点を評価する。

a. については、増加した生産量や増加率を評価する。

（例：前年比収量〇〇 t 増、前年比〇〇%増 など）

b. については、品質の向上による効果を評価する。

（例：品質の向上により、販売単価が〇〇円向上 など）

c. については、省力化の程度を定量化する。

（例：〇〇 a あたりの必要人員が△人から□人へ減少 など）

d, e, f については、生産コストの低減、経営規模の拡大の程度等を定量化し評価する。

なお、dの生産コストの低減、fの省エネルギー化の評価にあたっては、燃油利用加温から電気利用加温へ変更したことのみを評価するのではなく、電化に併せて導入した先駆的な技術の導入による効果を評価する。

（例：燃油加温から電気量加温への変更により、年〇%の光熱動力費低減を実現し、更に〇〇技術の導入により、〇%の電力削減 など）

以 上